

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当（06-6630-3135）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	霊園使用料の減免
概要	大阪市設霊園条例により、使用料を負担することのできない特別の事由があると認められる者に対して、使用料を減免することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第13条 大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年5月31日規則46号）第14条 ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	○次のいずれかに該当する者に対しては、使用料を減免することがある。  1. 地震・火災等の災害により財産を全て喪失した者について、必要があると認めるとき 2. 本人の責に帰さない不慮の事故により財産を全て喪失した者について、必要があると認めるとき ※生活保護等の公的扶助の給付対象者であってもそれを根拠に使用料の減免はされません。
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	市設霊園管理事務所
提出時期	使用許可申請時
提出方法	減免の事由を証明する書類を霊園を管理する各市設霊園管理事務所へ提出してください。
手数料	—
相談窓口	環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
備考	